



日勤教育で賠償命令

J R 西労組合員61名に総額620万円・大阪地裁

J R 西労組合員 258 名が「日勤教育」での損害賠償を求めた裁判で大阪地裁は7月27日、会社に対して原告61名に総額620万円(5万~30万)を支払うよう命じた。この裁判はJ R 西日本福知山線事故が発生した翌年の2006年4月27日、264名(死亡等で258名)のJ R 西労組合員が、1996年から2006年の間におこなわれた「日勤教育」で損害を被ったとして、ひとりあたり100万円・総額2億6,400万円の損害賠償を求めたもの。

今回の判決で裁判所は、「日勤教育」の内容や方法は、「法令や就業規則に違反せず、社会通念上相当と認められる限り裁量が認められる」としたうえで、会社の61名に対する「裁量権の逸脱・濫用」を認めている。

これまでの公判から「日勤教育」は「再教育」にはほど遠く、「達成目標」もなく、安全な再乗務の為ではない実態が明らかになっている。実際には草むしりや特殊な清掃作業、規程の書き写しやレポート書きが期限を定めず命じられてさらし者にされ、運転士はプライドもズタズタにされた。その中で苦悶し、管理者からの叱責に「死んでしまいたい」とも思うほど厳しいものだった。「日勤教育」にはJ R 西労組合員が恣意的に指定され、同時に労組破壊も狙われてもきた。

福知山線事故では2007年6月、鉄道事故調査委員会が『鉄道事故調査報告書』を公表し、「懲罰的な運転士管理方法」が事故原因だとして、「日勤教育」などの懲罰的な内容の改善を求めた。一方でJ R 西労は、訴訟のみならず労働委員会での不当労働行為救済申立を含め係争してきた。昨年3月にも「日勤教育」で2人の組合員へ



大阪地裁に入廷するJ R 西労「日勤教育」訴訟団

の損害賠償が認められる判決が最高裁で確定している。

それでも会社は「日勤教育は有要」「社員の受け止めに疑義があった」「受け止めの問題で、問題ない」と表明し、これまでの「日勤教育」を肯定。さらに歴代4社長が訴えられた福知山線事故の裁判で前社長・山崎被告は「(事故の)社会的・道義的責任は全社員が持つと思っている」と証言するなど、責任逃れに汲々としている。

今回の判決では、組合員らの主張が十分に認められたとは言い難い。しかも判決には「過去の日勤教育に関する不毛な議論をこれ以上続けることなく...」など、異例の所見が書き加えられている。不法行為が認められたとはいえ、判決は企業権力側に与したものであり、安全に対する労働組合のチェック機能を否定し、労働者・労働組合の人格や尊厳を無視した許されざる判断といわざるを得ない。

J R 西会社は敗訴しつつも、これまでの不法行為も含め当事者に対し一切謝罪をおこなっていない。しかも今回、「訴訟終結を望む」と控訴しない意向で、「日勤教育」という悪戯を(中国の新幹線ではないが)土の中に埋めるかのごとく誤魔化そうとする『コメント』を表明している。一方で、J R 西会社は現在もなお、ミスによる「他職種」への転用も含めた「日勤教育」で、厳しい労務管理をおこなっている。J R 西日本が企業体質を変え、安全を獲得しようとしているとは到底思えない。

J R 西労は判決後、記者会見をおこない、報告集会で企業体質一新に向けてさらに闘うことを意志統一した。J R 総連もJ R 西労とともに安全な鉄道を目指して闘いを進める。



判決後の記者会見(左から)船富弁護士・浦弁護士・原告の鎧谷組合員と草壁組合員・土井原告団団長